

第60回 北九州市福祉有償運送運営協議会 議事録

日時:令和6年2月7日(水)14:00~15:30

場所:北九州市立福祉会館3階 31・32会議室

出席者:構成員10名(敬称略)

会長:岡田 和敏(西南女学院大学)、副会長:貞包 健一(北九州タクシー協会)、平野 研(北九州市都市交通政策課)、古賀 由美子(北九州市障害福祉団体連絡協議会)、田代久美枝(認知症・草の根ネットワーク)、赤松 賢人((代理)福岡運輸支局)、中村 朗(自交総連福岡地方連合会)、山田 浩美(NPO法人通院介護センター「さわやか」)、原口文明(西鉄バス北九州株)、明石 卓也(北九州市地域福祉推進課)

(随員1名)矢野(北九州市都市交通政策課)

(事務局)系長、平田(北九州市地域福祉推進課)

会長の互選及び副会長の指名

運営協議会構成員の新任期(令和5年12月20日~令和8年12月19日)における会長の互選及び副会長の指名。

会長:岡田 和敏様(西南女学院大学)を互選により選出。

副会長:貞包 健一様(北九州タクシー協会)を指名。

議題1-1 福祉有償運送の新規登録申請について

2団体(①NPO法人A、②NPO法人B)から新規登録申請がなされた。各団体の出席のもと、事業計画等の説明を受け、自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について協議を行った結果、協議は整わなかった。

【事務局説明】

○新規登録申請の審査の流れについて

- ・2団体の代表者に順番に出席してもらい、団体の概要、市民活動やボランティア育成に対する考え方、団体が想定する福祉有償運送の対象者及び福祉有償運送事業の実施を通じて実現したいことなどについて説明してもらう。
- ・質疑応答の後、申請団体の方には退席してもらい、協議に入る。

○本市の福祉有償運送の必要性に関する背景情報について

- ・タクシーの運用状況、本市の福祉有償運送の状況、移動制約者となりうる方の人数等から、北九州市域内での福祉有償運送へのニーズは、充足しているとは言えない状況にあると思われる。
- ・福祉有償運送団体の登録については、移動需要の全体像を踏まえ、タクシーなどの交通機関と相互で住み分け、補い合う形が望ましいと考えている。

【NPO 法人 A による説明】

- 2011年に法人設立。障害を持った児童の預け先がほとんどない現状を知り、児童デイサービスを立ち上げた。翌年2012年には、法改正により、放課後等デイサービスに移行し現在に至る。
- 地域のコミュニティに参加しており、ボランティア活動の中で福祉有償運送の存在を初めて知った。地理的にタクシーが来ない場所や、公共交通機関の本数の減少で困っている、また、特別支援学校のバスは高校になると障害の程度に関係なく乗車できず、自力通学、もしくは保護者の送迎になる等、移動困難者が多いことに驚いた。
- 福祉有償運送事業を通して、困っている人達が住みなれた場所や地域で生活を続けられるよう、少しでも力になればと思うている。

《主な質疑応答》

- Q. 運転ボランティア、整備担当等すべてにおいて代表者が登録されているが、一人で何もかも行うのは難しいのではないかと。障害者の移動の場合、特に注意が必要なことが多いはず。
- A. 運転ボランティアの研修を受けているのは、今は代表者である私のみだが、地域のコミュニティの方が関わってくれるので、今後人数は増えていく予定。

- Q. 想定している利用対象者像を詳しく知りたい。
- A. 一人暮らしの高齢者や、地域の見守りの中で知った方たちを考えている。タクシーを呼んでも来ない場所に住んでいる高齢者など、困っている人が多くいると考えている。当法人の放課後デイサービスの利用者のみを対象にすることは考えてはおらず、福祉有償運送事業とは別と考えている。

- Q. 先程、タクシーが来ない場所があると言われていたが、北九州市が全くの過疎地ではないので、既存のバス、タクシー、鉄道等が利用できない場所があるのだろうか。また、一人暮らしの高齢者でも、自力で公共交通機関を使えない方たち以外は、バス等、既存の公共交通機関を使ってもらいたい。そうでなければ、既存の交通機関の利用者を取り込むことになり、ひいては、更なる減便等の不利益を市民が受けることになる。
- A. 安部山や若園地区は、タクシーが来ない場所が結構あると聞いている。また、高齢者でも体が不自由ではない方は、利用対象者としては考えていない。

- Q. 福祉有償運送事業に関する事業の経営見通し、計画性等を伺いたい。
- A. 経費に関しては黒字はでないと思っている。運行についても無理な計画をしないように、利用希望

者がいたとしても時間的に対応が難しければ、既存の公共機関を使うよう促したい。

【NPO 法人 B による説明】

○10 年以上前から大平という地区で中古車の売買などを行っているが、顧客の中には高齢により免許返納する方がおり、そのサポートとして車で送迎等を行っていた。大平地区にはバスが通ってはいるが、バスの乗り方が分からない高齢者や、バス停まで歩けない高齢者等が多くいる。本業が車屋であるため、車を利用して人の手助けができる福祉有償運送事業を行いたいと思い新規参入することにした。

○移動に困っている方の送迎だけではなく、役所等の手続きの付き添い等、人助けがしたい気持ちが強くある。

《主な質疑応答》

Q.バスの乗り方が分からない方なども対象としているようだが、そもそも福祉有償運送の利用対象となり得る介護認定等を受けている方なのか。そこは把握しているのか。

A.把握はしていない。介護認定を受けてない方も多くいると思う。お節介かもしれないが、杖をついて歩きづらそうな方などを見ると、私の社用車にちょっと乗せてあげられたらいいなと考えてしまう。短い距離だとタクシーは頼みづらいと思うので、ちょっとそこまで乗ってもらうというイメージで近距離の移動手段として会社の車を使えないかと考えている。

Q.人助けがしたいという気持ちは理解したが、そもそもバスやタクシーを利用すべき人たちを運送しようとしているのではないか。道路運送法やさまざまな規則等により交通機関は住み分けがされている。安全安心に誰もが移動できるように、法に基づいてそれぞれ運行しているので、各々の領域を侵してしまうと、既存の交通機関が成り立たなくなる。そのあたりはきちんと理解してもらいたい。九州運輸局の HP に福祉有償運送の申請に対する取扱いが載せてあるので、一度確認してほしい。

A. 了解した。

Q.想定している利用者が 30 人程度となっている。どうやって算出した人数なのか。

A. 思いつく限りの、ご近所で困っているであろう人達をあげたもの。具体的な数字ではない。

【2 団体に関する協議（主な意見）】

○福祉有償運送は、障害や介護認定等があり一人では移動が困難な移動制約者を利用対象者としているが、2 団体ともその認識が甘く感じられる。現状何らかの理由により移動に困っている方はいるし、高齢化社会が進むことで様々なニーズが増すことが予想されるが、福祉有償運送制度で対応できる人はどんな人かを理解してもらうことが必要ではないか。

○若園地区、大平地区もしっかりとバスが走っており決して交通空白地ではない。バスが走らない区間はタクシーを利用してもらいたいが、タクシーがつかまりづらいとの声もある。北九州市では地域

住民の生活交通を確保するため、おでかけ交通という制度を塔野地区等で始めている。そういった移動手段があることをもっと周知していく必要がある一方で、福祉有償運送の利用対象者は交通空白地の方たちではなく、介護認定等されている方たちであることを理解・整理してもらう必要がある。

特に、NPO 法人Bに関しては制度に関する勉強が不足していると感じた。

○一方でバスやタクシー等の利用者の立場で見ると、多くの場所で減便がされたり不便を感じている気持ちは理解できる。理解できるが、この 2 団体の福祉有償運送の登録を認めるのは、現段階では難しい。福祉有償運送の利用対象者の特定に課題があると思われる。

○現状では承認するには至らないという意見が多いため、協議が整わなかった旨の通知を発送する。課題と捉えた事項について各団体に説明したうえで、それを解決した際には再申請が可能と伝えることとする。

議題2-(1) 福祉有償運送実施団体の変更に関する協議・報告事項について

事務局から、福祉有償運送実施団体(3団体)の変更に関する協議・報告事項について説明を行い、構成員の承認を得た。

議題 2-(2) 複数乗車について

1団体から「複数乗車について」の4件の報告及び1件の協議依頼があり、旅客から収受する対価が基準を満たしているか、複数乗車の必要性があるかについて個別に協議を行い、合意を得て協議が調った。

議題2-(3) 運送の対価等の変更について

事務局から、福祉有償運送実施団体(2団体)の運送の対価等の変更について説明を行い、構成員の意見及び承認を得た。

議題3 福祉有償運送実施団体の実地調査結果について

事務局から、福祉有償運送実施団体(9団体)の令和5年度福祉有償運送実施団体の実地調査結果報告を行い、構成員の意見及び承認を得た。

【事務局説明】

・令和5年11月14日から11月21日、令和6年1月22日にかけて事務局が9団体を訪問し別紙項目について調査を行った。

・実地調査は、平成19年1月24日決定の「北九州市福祉有償運送運営協議会での協議成立後の手続き等について」の定めにより実施。この中で、年度中1回以上の現地調査を実施し、その結果を運営協議会に報告することが義務付けられている。

・必要な運行記録、日常点検簿、利用者名簿、運転者名簿、車両管理簿等は各団体備え付け、適正に記録されていた。「にこり」は、独自でこれらを管理するアプリを開発するなど、運転手がスマートフォンから入力できるよう工夫していた。

・質問は前回・前々回の協議会においてヒアリングをして欲しいとのご意見をいただいた事項を中心に行った。

・「団体の運営における赤字はどこから補填されているのか」については、代表者からの繰入が2団体、法人の別事業から繰り入れている団体が6団体、送迎収入及び補助金で賄え赤字運営にはなっていないと回答した団体が1団体となっている。ただし、どの団体とも全体的にガソリン代高騰の影響を受け、経営状況が厳しくなっている模様。

なお、前々回の協議会でご意見頂いた収支報告書の記載について、収支がきちんと合うような形で他事業等からの繰入を明記することが可能か確認したところ、可能または善処するとの回答を得た。

・「事業継続における課題」については、ボランティアの確保・ボランティアの高齢化や資金不足等が挙げられた。ボランティアについては、各団体、個別にチラシを作成したり SNS 等で募集して確保に努めているようである。

・「利用を断ったケース」だが、統計的に記録している団体はなく、対応いただいた方の記憶からの聞き取りとなったが、各団体断るケースはあるとのこと。

理由としては、透析病院の通院や障害のある方の通学など、定期的で頻回な移送希望に応じられなかったケース、目的地が遠方であったケースなどが挙げられた。社協は、自身で車を保有している方や、地理的にあんしん号の車両が通行できない場所に住んでおられる方等からの申し出を断るケースがあるとのこと。

・アルコールチェックの実施については、運転前後のアルコールチェック実施及び記録、チェッカーの購入や使用等について聞き取った。道路運送法改正により、アルコールチェックが義務化されたことにより、各団体ともチェックを実施しており、7 団体がチェッカーを使用していた。チェッカー未整備な団体については入手に努めるよう助言した。

・事務局としては、今後も、安全で適正な運行管理を担保しつつ、運営団体からの相談に応じ、適切な支援、助言をしていきたいと考えている。

【質疑応答】

(構成員) 運転ボランティアが一名のみの団体で、その一名がお酒を全く飲まないからという理由でアルコールチェッカーの整備をしていない団体がいるがそこは指導すべき。

(事務局) アルコールチェッカーを整備しチェックを実施するよう指導済。

(構成員) 断らざるを得なかったということがある中で、断られた人達はどうしているのだろうかと心が痛む。透析患者など断られると非常に困っていると思うが、受け入れられる容量は限られている。この辺を今後どう考えていくのかというのが今後の課題だと思う。

(事務局) 実施団体どうしてやり取りを行い、利用者を断る際に他の団体を紹介したりしているようだ

った。今後も、可能な限り、利用者が困らないよう協力し合っただけだと考えている。

以上。

閉会